

葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2 -5 -1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



新たな不登校児童生徒を生まないためには

不登校児童生徒への支援については、学校や関係者において様々な努力がなされていますが、不登校児童生徒数は依然として高い水準で推移しているのが現状です。

不登校の要因は様々ですが、個々の状況の把握に努め、個に応じた支援を学校・家庭・関係機関が連携して組織的かつ計画的に支援を行う必要があります。

学校が取り組むことは、全ての児童生徒が学校に通うことを楽しいと感じ、日々の学校生活を充実させることが重要です。そのためにも共感的な人間関係を基盤に、自己存在感を高め、自己決定の場を与える生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開など、全ての児童生徒にとって「魅力ある学校」をつくるのが、不登校の未然防止につながります。

葛南教育事務所では、訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらに各市教育委員会指導主事と更なる連携を図りながら、各学校をバックアップしていきます。

学ぶ意欲を育て、基礎的・基本的な学力の定着を図る学校

- 様々な体験活動や多様な人材の協力等を通して、自分の生き方や将来への夢、目的意識について考えるきっかけを与える取組を行う
- 理解の状況や習熟の程度に応じた「できる楽しさ」「わかる楽しさ」「認められる楽しさ」を味わわせる授業を実施するとともに、補充指導の充実等を図る

安心して通うことができる学校

- いじめや暴力行為を許さない、問題行動へ毅然と対応する
- 教職員による体罰等の人権侵害は絶対に行ってはいけない

連携することができる学校

- 校内での連携
- 学校間での連携
- 家庭・地域・関係機関との連携

魅力ある学校づくり

《不登校の未然防止》

「居場所づくり」「絆づくりの場」としての学校

- 児童生徒が、自己存在感を実感し、充実感を得られるようにする
- 多様な関わりを通して、社会性を身に付けさせる
- 学校生活の基盤となる人間関係を形成し、学校における居場所づくりができるよう、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等の特別活動の充実を図る

所長学校訪問・校長室訪問を 好機として!

【管理課】

今年度も5月15日より校長室訪問、21日より所長学校訪問がスタートしました。7月末現在で小学校27校、中学校13校、特別支援学校1校を訪問させていただきました。4年に1回の訪問ではありますが、大規模校や小規模校、初若年層が多い学校など、それぞれの学校に応じた特色ある取り組みを伺うことができ、充実した訪問ができています。

訪問では、隅々まできれいな清掃の行き届いた環境整備などの心配りや、業務改善に具体的に取り組んでいる学校の対応に直接ふれることができ、「葛南管内にはこんな素晴らしい学校が、たくさんある」と感じました。今後も訪問をひとつの機会ととらえ、教室環境等を改めて見直したり、新しい授業方法に取り組んでみたり、教職員一人ひとりが好機としてとらえる姿勢で臨んでくださると幸いです。我々も「チーム葛南」として、管内各学校の「信頼される学校づくり」をさらに進めるために訪問させていただきますのでよろしくお願いします。

～安全・安心な学校を!～

先日、大阪北部で大きな地震がありました。この地震により女子児童が学校のプールのブロック塀の下敷きになり亡くなっています。改めて、学校施設の安全について見直す必要があります。安全点検項目以外にも注意が必要なところがないか、見直しをお願いします。以下は、今一度注意してほしいポイントです。



1 避難経路図について

学校全体として、避難経路図は作られていますが、増築等で経路変更などはありませんか。子どもの視線に掲示してありますか。安全に避難させるためにも、統一されたよく見える場所に掲示しましょう。また、棚の上の荷物はもちろんのこと、子どもが避難する時に、落ちてくる物がないかも一度、教室及び特別教室の再点検をしてみましょう。

2 安全点検について

月に一度行われる安全点検を子どもと一緒に行ってみましょう。大人の視点と子どもの視点は違います。例えば、安全点検の項目について「画鋲は、外れやすくなっていますか」と子どもに聞き、子どもと一緒に確認することです。それにより、教職員自身も子どもの目線での安全確認ができますし、子どもたちも「自分の身は自分で守る」という意識が育っていきます。

平成 30 年 10 月 15 日（月）までに免許更新の手続きを！

今年度の教員免許更新に係る各種申請手続きの予備締切日は 10 月 15 日（月）です。

第 9 グループの職員は夏季休業中までに更新講習の受講を済ませ、早めの申請をお願いします。

すでに講習を終えている方、管理職等の免除者は、早めの申請をお願いします。非常勤講師の方も更新が必要です。また、新免許状保持者、過去に延期申請をした方、平成 21 年 3 月までに栄養教諭免許状を取得した方等は、更新期限が生年月日で割り振られていません。各自で必ず確認をお願いします。最終締め切りは平成 31 年 1 月 31 日（木）となっていますが、最終締切日間際の申請で不備があると免許は失効してしまいます。早めの準備・申請をお願いします。

第 9 グループ

昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日（平成 30 年度末年齢 55 歳）

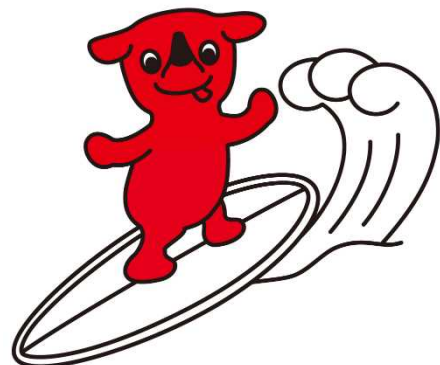
昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日（平成 30 年度末年齢 45 歳）

昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日（平成 30 年度末年齢 35 歳）

新免許状所持者で、
有効期間満了日が、
平成 31 年 3 月 31 日
の方

※免除や延期も**必ず申請**が必要です。免許更新申請について詳しくは千葉県教育委員会の HP をご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/menkyo/koushinsei.html>



認定手当の事後確認について

【総務課】

認定手当(通勤・住居・扶養)の支給を受けている職員について、支給要件の具備及び手当額が適正であるかを確認するため、毎年この時期に事後確認を行っています。

学校の事務担当者より依頼がありましたら速やかに書類を提出してください。

また、事後確認の実施にかかわらず、手当に影響がありそうな身のまわりの変化が発生しましたら、速やかに届出をしましょう。

～こんな時は届け出が必要です～ (例)

【通勤手当】

- ・通勤方法を変えたい
- ・通勤経路を変えたい

【住居手当】

- ・借家の家賃額に変更があった
- ・借家から持ち家に引っ越す

【扶養手当】

- ・扶養している子が就職した
- ・扶養している配偶者の収入が限度額を超えそう



届出をしなかったことによっ
て正しい額で支給されず、
後で多額の戻入になること
があります！
注意しましょう！